

明治三十二年法律第四十号

明治三十二年法律第四十号（失火ノ責任ニ  
関スル法律）

民法第七百九条ノ規定ハ失火ノ場合ニハ之ヲ  
適用セス但シ失火者ニ重大ナル過失アリタルト  
キハ此ノ限ニ在ラス